

聖隷ヘルパーステーション藤沢 重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業)

第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス、）サービスの提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号・FAX	電話 053(413)3300 FAX 053(413)3314

2、事業所の概要

事業所の種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業 (介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス)
事業所の名称	聖隷ヘルパーステーション藤沢
所在地	〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭5526-2
開設年月日	平成23年4月1日
電話番号・FAX	電話 0466(86)9040 FAX 0466(86)9071
管理者氏名	所長 與五澤 幸子
介護保険事業者番号	1472203734
指定年月日	平成23年4月1日
サービス提供する通常の実施地域	藤沢市 横浜市
併設サービス	居宅介護事業（聖隷ケアセンター藤沢） 通所介護事業（聖隷デイサービスセンター藤沢） 訪問看護事業（聖隷訪問看護ステーション藤沢） 障害福祉事業（聖隷ヘルパーステーション藤沢） 老人短期入居事業（藤沢愛光園） 特別養護老人ホーム（藤沢愛光園） 介護付有料老人ホーム（藤沢エデンの園二番館） 住宅型有料老人ホーム（藤沢エデンの園一番館）
第三者評価受審の有無	無

3、営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日から金曜日〔祝日を除く〕 午前8時30分から午後5時 ただし、12月29日から1月3日までを除く
サービス提供時間	月曜日から日曜日 午前8時から午後6時 (上記以外の時間は、ご相談に応じます)

上記受付時間外の連絡は、0466-86-9040の留守番電話に伝言してください

4、職員の概要（主に従事たる職員）

介護予防訪問型サービス 横浜市訪問介護相当サービス	管理者（介護福祉士）	職種 介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者
------------------------------	------------	----------------------------------

5、ヘルパーステーションの概要

1) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことを目的としています。

2) 運営方針

要支援状態にある高齢者に対し、適正な第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス、横浜市訪問介護相当サービス）を提供します。

3) 第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA、横浜市訪問介護相当サービス）の内容

(1) 提供するサービスは以下のとおりです。

介護予防訪問型サービス 横浜市訪問介護相当サービス	
身体介護	1) 起床介助 2) 就寝介助 3) 排泄介助 4) 整容 5) 食事介助 6) 衣類の着脱 7) 清拭 8) 入浴介助 9) 服薬介助 10) 体位交換 11) 通院介助（院内の待ち時間を除く）12) 外出援助 13) その他
生活援助	このサービスを利用できる方は、一人暮らしの方・利用者の家族等が 障害や疾病がある方や、そうでなくても同様のやむを得ない事情により 家事が困難な場合となっています。 1) 調理 2) 洗濯 3) 掃除 4) 買い物 5) 薬受け取り 6) 衣類の整理 7) その他

訪問型サービス A	
生活援助	このサービスを利用できる方は、一人暮らしの方・利用者の家族等が障害や疾病がある方や、そうでなくても同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合となっています。 また、1回の訪問で下記の1~2つの生活援助内容を行います。 1) 調理 2) 洗濯 3) 掃除 4) 買い物 5) 薬受け取り 6) 衣類の整理 7) その他

- ① 介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス計画書を作成し、説明して利用者にお渡しします。
- ② サービスの提供に用いる器具類については、安全・衛生に常に注意を払い使用します。
- ③ 金融機関での入出金サービスは原則として実施していません。

(3) 医療行為は実施できません。

例えば：浣腸、座薬の挿入、痰の吸引、胃管から食事の注入、床ずれの手当など。

その他医療行為と判断される内容。

(4) ご本人不在のサービスは行っていませんので、必ず事前にご連絡下さい。

(5) 第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス）として適当でないサービスの内容は、下記のとおりとなります。

- 1) 商品の販売や農作業等の生業の援助的な行為
- 2) 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

- 1) 主として家族の便利に供する行為又は家族が行う事が適当であると判断される行為
 - 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
 - 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - 来客の応接（お茶・食事の手配等）
 - 自家用車の洗車・清掃

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

- 1) ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - 草むしり
 - 花木の水やり

- 犬の散歩等、ペットの世話 等

2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う料理等 等

4) 記録

介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス計画書に従ったサービスの実施状況及び評価を記録します。

5) 介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス計画書等の変更の援助

サービスの実施状況を地域包括支援センターに報告する等の連絡やサービスの調整に努めます。

6) 他事業所との連携

いくつかの事業所よりサービスを受けている場合は、必要に応じて連絡を取りながらサービスの提供をいたします。

7) ホームヘルパーの変更について

ホームヘルパーの変更を申し出ることができます。これを拒む正当な理由が無い限り事業所は変更に応じます。

8) 事故発生時の対応

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。・サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰する事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。・前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。 |
|---|

6、虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を講じます。

7、身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

8、業務遂行継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（感染対策・非常災害時に関する事項）

対策を検討する委員会の開催、従業者への周知、指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施を行います。

9、利用料金

別紙「介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス利用料金」に定めます。

10、苦情申し立て

申し立て先	内容	別紙約款10条の内容に関すること。
聖隷ヘルパー ステーション藤沢	受付時間：平日 電話 管理者	午前8時30分から午後5時 0466（86）9040 所長 與五澤 幸子
藤沢市役所 福祉健康部 介護保険課	受付時間：平日	午後8時30分から午後5時15分 電話 0466（50）8270
神奈川県 国民健康保険団体連合会	受付時間：平日 介護苦情相談係	午後8時30分から午後5時15分 電話 045（329）3447

1 1、利用者の留意点

1) 訪問スケジュールの変更について

利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めに当事業所にご連絡下さい。事情によっては、ご希望に応じることができない場合があります。

2) キャンセルについて

キャンセルの場合は、前日午後5時までにご連絡下さい。

3) 訪問時のもてなしの辞退

訪問時に職員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮いたします。

1 3、その他

1) 職員研修

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、または業務体制を整備します。

(1) 採用時研修は採用後1カ月以内に行う

(2) 継続研修は年2回以上行う

2) 衛生管理及び従業者の健康管理等

(1) 事業所は、訪問介護に使用する備品などの清潔を保ち、必要に応じて消毒する等、衛生管理に十分に留意するものとする。

(2) 従事者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させ、年1回の健康診断を受けさせるものとする。

附則

2016年10月1日施行

2016年11月1日一部改訂

2017年4月1日一部改訂

2018年4月1日一部改訂

2021年4月1日一部改訂

2022年10月1日一部改訂

2024年4月1日一部改訂

第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、横浜市訪問介護相当サービス）

の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

説明日 20 年 月 日

名 称 聖隷ヘルパーステーション藤沢

説明者 _____